

保護林区分	目的	設定	取扱い
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。	<p>我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてまとまりを持つ区域で原則2,000ha以上（島嶼、半島等特殊な環境にあっては、原則500ha以上）。</p> <p>地帯区分 保存区域・・・我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域 保全利用区域・・・保存区域に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす区域</p>	<p>保存区域 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。</p> <p>保全利用区域 天然林は保存区域と同様。人工林は育成複層林施業等を行い、将来的に天然林への移行を図る。</p> <p>必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特殊な環境を保護・管理することができる。</p>
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資する。	<p>自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域で、原則300ha以上の規模。</p> <p>自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取り組みが見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則1,000ha以上の規模。</p> <p>地帯区分 保存区域・・・自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域 保全利用区域・・・保存区域に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす区域</p>	<p>保存区域 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。</p> <p>保全利用区域 天然林は保存区域と同様。人工林は育成複層林施業等を行い、将来的に天然林への移行を図る。</p> <p>必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特殊な環境を保護・管理することができる。</p> <p>復元計画の策定 保護林復元部会の意見を踏まえ、復元計画を策定する。</p>

保護林区分	目的	設定	取扱い
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資する。	<p>次の①から⑦のうち1項目以上該当する個体群を有し、存続に必要な条件を含む原則5ha以上の区域（設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、固有群の存続に必要となる更新適地等に配慮）。</p> <p>①希少化している個体群 ②分布限界域等に位置する個体群 ③他の個体群から隔離された同種個体群 ④遺伝資源の保護を目的とする個体群 ⑤草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 ⑥温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 ⑦その他保護が必要と認められる個体群</p> <p>目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新地等が周辺に飛び地として存在する場合には、当該飛び地を同一の保護林として設定。</p>	<p>個体群の状況に応じ取り扱う。</p> <p>①目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能。 ②一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。</p>

■ 新名称の付し方

名称は、その保護の対象がわかりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては地域及び保護対象野生生物名若しくは保護対象野生生物名のみを付した名称とする（例：○○山周辺 森林生態系保護地域、○○川 生物群集保護林、○○(地域名)△△(野生生物名)希少個体群保護林）。なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林等に移行された場合には、名称中に「遺伝資源」を付することとする（例：□□（樹種名）遺伝資源 希少個体群保護林）。ただし、旧林木遺伝資源保存林が他の森林生態系保護地域や生物群集保護林に統合された場合にはこの限りでない。